

詐欺を撃退！

自動通話録音機の無料貸し出し 追加募集します！！

自動通話録音機を設置すると、呼び出し音が鳴る前に電話の発信者に警告メッセージが流れ、通話内容を録音します。詐欺の犯人は録音されることを嫌がるため、電話に出ずに犯人を撃退することができます。



令和元年度貸与機器「録太郎」

対象

- ・区内在住の65歳以上の方がいる世帯
※過去に東京都や区、警察署から貸し出しを受けた世帯を除く。
※一世帯につき一台まで。

貸出台数

- ・1,800台（先着順）

申込期限

- ・11月30日（月）【必着】

貸出方法

- ・令和3年2月下旬から申込者の住所へ個別配送

留意事項

(1) 録音機の設置

電話機への取り付けはご自身でお願いします。工事や工具等は必要ありません。
※取り付けにご不安な方は、有料でシルバー人材センターのサービスを受けることができます。

(2) 設置できない電話機

- ・黒電話等の電話線の取り外しができないものには設置できません。
- ・「緊急通報システム」や東京ガスの「マイツーホー」等併用できない機器があります。
- ・ナンバーディスプレイやインターホン等機器によっては設置できない場合があります。

(3) 貸出期間

貸出期間は設けておりません。機器が作動する限りは継続して無料でお使いいただけます。

※自動通話録音機が故障した場合、保証期間外の修理・交換に係る費用は、設置された方の負担となります。

申込方法

以下のいずれかの方法で、下記申込先までお申し込みください。

- (1) 区ホームページの申込フォーム
- (2) 申込事項を記載した官製ハガキまたはその他書面の郵送
- (3) メール
- (4) 電話

・申込事項

- ①自動通話録音機の申し込み
- ②郵便番号・住所
- ③氏名（ふりがな）
- ④生年月日
- ⑤年齢
- ⑥電話番号（自動通話録音機を設置する固定電話）
- ⑦世帯構成（**A**65歳以上のみの世帯 **B**65歳以上の単身世帯
C65歳以上の方がいる世帯のいずれか）

※代理人の場合は、代理人の氏名（ふりがな）・電話番号・本人との続柄も記入。

申込フォーム→



【申込先】練馬区 危機管理課 安全安心係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 本庁舎7階

電話：03-5984-1027

FAX：03-3993-1194

メール：KIKIKANRI@city.nerima.tokyo.jp